新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等の臨時的な取扱いについて

要介護（要支援）認定を受けられている被保険者及び居宅介護支援事業所の皆様へ

新型コロナウイルス感染症への対応のため、介護保険施設や病院等が入所者等との面会を禁止する等の措置を行うことで、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な状況や、感染症拡大防止を図る観点から面会が困難な状況が発生しております。

本来、要介護（要支援）認定を行うために、要介護認定調査を受けていただくことが必ず必要となりますが、令和２年２月 18 日付及び令和２年４月７日付厚生労働省老健局老人保健課の通知に基づき、次に該当する被保険者の更新申請に限り、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間について、臨時的な取扱いとして従来の期間に新たに 12 か月までの範囲内で本市の定める期間を合算することができます。また、すでに、この取扱いにより有効期間を合算した方で、現在も次の状況により認定調査が実施困難である場合は、再度、12 か月までの範囲内で本市の定める期間を、合算することができることとします。

なお、この臨時的な取扱いについては、今後、国、県等からの通知等により、変更になる場合があります。

１ 介護保険施設や病院等が入所者等との面会を禁止する等の措置が行われ認定調査が困難な場合
２ 新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合

なお、取扱いにつきましては、次の書類の提出をお願いします。

手続きについて

書類の提出

１に該当する方

・要介護（要支援）認定の更新申請書
・介護保険被保険者証
・要介護（要支援）認定調査困難届出書（様式１：ファイルダウンロード）
・同意書（様式２：ファイルダウンロード）

２に該当する方

・要介護（要支援）認定の更新申請書
・介護保険被保険者証
・申出書（様式３：ファイルダウンロード）

認定結果通知

新たな有効期間を記載した介護保険被保険者証を送付します。臨時的な取扱いのため、決定通知書は発行いたしませんのでご了承ください。

※ 新しい介護保険被保険者証が届きましたら，有効期間等の内容をご確認ください。

参考資料：厚生労働省老健局老人保健課　事務連絡（R2.2.18 付、R2.4.7 付）